

長岡市公告第 2 5 8 号

指定地域密着型サービス事業者の廃止について（公告）

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文に規定する指定地域密着型サービス事業者及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出がありましたので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号並びに長岡市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 1 8 年長岡市規則第 2 8 号）第 7 条の規定により公告します。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

- 1 介護保険事業所番号
1 5 9 0 2 0 0 0 9 1
- 2 事業所の名称及び所在地
プラット高町
長岡市高町 2 丁目 5 9 番地 2 9 4
- 3 当該事業所の廃止の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
ながおか医療生活協同組合
長岡市前田 1 丁目 6 番 7 号
理事長 羽賀 正人
長岡市学校町 2 丁目 1 4 番 2 1 号 5 1 1 号室
- 4 廃止年月日
令和 7 年 1 0 月 3 1 日
- 5 廃止するサービスの種類
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護